

ことができる。

第三十一条第一項中「第四号」を「第五号」に改め、同条第二項中「その者が」の下に「国税通則法第一百七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで」を加え、同条に次の二項を加える。

4 第二十八条の規定による申告書又は当該申告書に係る期限後申告書を提出した者（贈与税について決定を受けた者を含む。）は、次条第一号から第五号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなつたため既に確定した贈与税額に不足を生じた場合には、修正申告書を提出することができる。

第三十二条中「第二十三条第一項」の下に「（更正の請求）」を加え、同条第一号中「第九百四条の二」の下に「（寄与分）」を加え、同条第一号中「第七百八十七条」の下に「（認知の訴え）」を、「第八百九十四条まで」の下に「（推定相続人の廃除等）」を、「第八百八十四条」の下に「（相続回復請求権）」を、「第九百十九条第一項」の下に「（承認又は放棄の取消し）」を加え、同条第二号を次のように改める。

三 遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。

第三十二条第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 前各号に規定する事由に準ずるものとして政令で定める事由が生じたこと。

第三十三条中「第二十七条から第二十九条までの規定による申告書（第五十条第二項を除き、以下「期限内申告書」という。）」を「期限内申告書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（相続時精算課税に係る贈与税額の還付）

第三十三条の二 税務署長は、第二十一条の十五から第二十一条の十八までの規定により相続税額から控除される第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与税の税額（第二十一条の八の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。）に相当する金額がある場合において、当該金額を当該相続税額から控除してもなお控除しきれなかつた金額があるときは、第二十七条第三項の申告書に記載されたその控除しきれなかつた金額（第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与税について第二十一条の八の規定の適用

を受けた場合にあつては、当該金額から同条の規定により控除した金額を控除した残額)に相当する税額を還付する。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

一 前項の申告書が基準日までに提出された場合 その基準日

二 前項の申告書が基準日後に提出された場合 その提出の日

3 第一項の規定は、第二十七条第三項の申告書が提出された場合に限り、適用する。

4 相続時精算課税適用者が贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る相続税につき決定があつた場合において、その決定に係る第一項に規定する控除しきれなかつた金額があるときは、税務署長は、当該相続時精算課税適用者に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

5 相続時精算課税適用者が贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る相続税につき更正があつた場合において、その更正により第一項に規定する控除しきれなかつた金額が増加したときは、税務署長は、当該相続時精算課税適用者に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

6 前二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

- 一 第四項の規定による還付金 同項の決定があつた日
- 二 前項の規定による還付金 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日
 - イ 前項の更正に係る申告書が基準日までに提出された場合 その基準日
 - ロ 前項の更正に係る申告書が基準日後に提出された場合 その提出の日
- ハ 前項の更正が決定に係る更正である場合 その決定があつた日

7 第二項及び前項の基準日とは、第一項の申告書に係る被相続人についての相続の開始があつた日の翌日から十月を経過する日とする。

8 前各項に定めるもののほか、第一項、第四項又は第五項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十四条第一項中「から相続又は遺贈」の下に「（第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「因り」を「より」に、「互に」を「互いに」に、「責に」を「責めに」に改め、同条第一項中「因り」を「より」に、「互に」を「互いに」に、「責に」を「責めに」に改め、同条第三項中「因る」を「よる」に、「因り」を「より」に、「責に」を「責めに」に改め、同条第四項中「因り」を「より」に改め、「算出した金額」の下に「として政令で定める金額」を加え、「責に」を「責めに」に改める。

第三十五条第一項中「決定又は更正」を「更正又は決定」に改め、同項第一号中「規定する事由に該当する」を「掲げる」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第二号中「第二十八条第二項第一号に規定

定する事由に該当する」を「第二十八条第一項第三号に掲げる」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十八条第二項第二号に掲げる場合において、同号に規定する者が死亡した日の翌日から十月を経過したとき。

第三十五条第三項中「第四号」を「第五号」に、「基き」を「基づき」に、「因り」を「より」に改め、「取得した他の者」の下に「（当該被相続人から第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「を更正し、又は決定する」を「の更正又は決定をする」に改め、同項第一号中「基ぐ」を「基づぐ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 税務署長は、第二十一条の二第四項の規定の適用を受けていた者が、第三十二条第一号から第五号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなつたため新たに第二十八条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた場合又は既に確定した贈与税額に不足を生じた場合には、その者に係る贈与税の課税価格又は贈与税額の更正又は決定をする。

ただし、これらの事由が生じた日から一年を経過した日と次条の規定により更正又は決定をすることができないこととなる日とのいずれか遅い日以後においては、この限りでない。

第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

(贈与税についての更正、決定等の期間制限の特則)

第三十六条 税務署長は、贈与税について、国税通則法第七十条（国税の更正、決定等の期間制限）の規定にかかるらず、次の各号に掲げる更正若しくは決定（以下この項及び次項において「更正決定」という。）又は賦課決定（同法第三十二条第五項（賦課決定）に規定する賦課決定をいう。以下この項及び次項において同じ。）を当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができる。

この場合において、同法第七十一条第一項（国税の更正、決定等の期間制限の特例）の規定の適用については、同項中「が前条」とあるのは「が前条並びに相続税法第三十六条第一項及び第二項（贈与税についての更正、決定等の期間制限の特則）」と、「前条」とあるのは「前条並びに同法第三十六条第一項及び第二項」とする。

一 贈与税についての更正決定 その更正決定に係る贈与税の第二十八条第一項又は第二項の規定によ

る申告書の提出期限

二 前号に掲げる更正決定に伴い国税通則法第十九条第一項（修正申告）に規定する課税標準等又は税額等に異動を生ずべき贈与税に係る更正決定 その更正決定に係る贈与税の第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限

三 前二号に掲げる更正決定若しくは期限後申告書若しくは修正申告書の提出又はこれらの更正決定若しくは提出に伴い異動を生ずべき贈与税に係る更正決定若しくは期限後申告書若しくは修正申告書の提出に伴いこれらの贈与税に係る国税通則法第六十九条（加算税の税目）に規定する加算税についてする賦課決定 その納税義務の成立の日

2 偽りその他不正の行為によりその全部又は一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた贈与税（その贈与税に係る加算税を含む。）についての更正決定若しくは賦課決定又は偽りその他不正の行為により国税通則法第二条第九号（定義）に規定する課税期間において生じた同条第六号ハに規定する純損失等の金額が過大にあるものとする同号に規定する納税申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額（当該金額に關し更正があつた場合には、当

該更正後の金額)についての更正は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる更正決定又は賦課決定の区分に応じ、当該各号に定める期限又は日から七年を経過する日まで、することができる。

一 贈与税に係る更正決定 その更正決定に係る贈与税の第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限

一 贈与税に係る賦課決定 その納稅義務の成立の日

3 第一項の場合において、贈与税に係る国税通則法第七十二条第一項（国税の徵収権の消滅時効）に規定する国税の徵収権の時効は、同法第七十三条第三項（時効の中止及び停止）の規定の適用がある場合を除き、当該贈与税の申告書の提出期限から一年間は、進行しない。

4 前項の場合においては、国税通則法第七十三条第三項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「二年」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。

第三十七条 削除

第三十八条第一項中「第三十五条第二項」の下に「（申告納稅方式による国税等の納付）」を加える。

第四十条第二項中「第五十一条第一項」の下に「（担保の変更等）」を、「第一条第十一号」の下に

「（定義）」を加え、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第四十一条第一項中「第三十五条第二項」の下に「（申告納税方式による国税等の納付）」を加え、同条第二項中「財産を含む」を「財産を含み、第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を除く」に改め、同項第三号中「第一条第四項」及び「第一条第一項」の下に「（定義）」を加え、同条第三項第一号中「第六十六条第一号」の下に「（権利の帰属）」を加え、同項第二号中「第三十三条规定ノ二」の下に「（短期商工債券の発行）」を加え、同項第三号中「第五十四条の三の二第一項」の下に「（全国連合会の短期債券の発行）」を加え、同項第四号中「第六十一条の二第一項」の下に「（短期社債に係る特例）」を加え、同項第五号中「第一条第八項」の下に「（定義）」を、「附則第二条第一項」の下に「（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）」を、「第一条」の下に「（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）」を、「第二条第六項」の下に「（定義）」を加え、同項第六号中「第六十二条の二第一項」の下に「（短期農林債券の発行）」を加え、同条第四項中「外、」を「ほか、」に改める。

第四十二条第一項中「政令の」を「政令で」に改め、同条第二項中「基き」を「基づき」に、「但し」

を「ただし」に改め、同条第三項中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同条第四項中「第二項但書」を「第二項ただし書」に改める。

第四十三条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第一項中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第三項中「政令の」を「政令で」に、「但し」を「ただし」に、「供されており」を「供されており、「に、「又は」を「又は」に改め、同条第五項中「又は公用」を「又は公用」に、「供されており」を「供されており、「に改め、同条第八項中「あわせて」を「併せて」に、「掲げる口」を「定める口」に改める。

第四十四条中「第四十三条第三項」の下に「（国税の徴収の所轄庁）」を加える。

第四十九条第一項第二号中「第二十七条第三項」を「第二十七条第四項」に改め、「財産」の下に「（当該被相続人が贈与をした財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等）

第四十九条の二 相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の

九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。)により財産を取得した者は、当該相続又は遺贈により財産を取得した他の者(以下この項において「他の共同相続人等」という。)がある場合には、当該被相続人に係る相続税の期限内申告書、期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求に必要となるとき限り、他の共同相続人等が当該被相続人から当該相続の開始前三年以内に取得した財産又は他の共同相続人等が当該被相続人から取得した第二十二条の九第三項の規定の適用を受けた財産に係る贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格(当該贈与税について修正申告書の提出又は更正若しくは決定があつた場合には、当該修正申告書に記載された課税価格又は当該更正若しくは決定後の贈与税の課税価格)の合計額について、政令で定めるところにより、当該相続に係る被相続人の死亡の時における住所地その他の政令で定める場所の所轄税務署長に開示の請求ができる。

- 2 前項の請求があつた場合には、税務署長は、当該請求をした者に対し、当該請求後二月以内に同項の開示をしなければならない。

第五十条第一項中「第三十一条第一項」の下に「若しくは第四項」を、「第三十五条第三項」の下に

「若しくは第四項」を加え、同条第二項第一号中「第11十条」の下に「（修正申告の効力）」を、「第七条第二項」の下に「（期限内申告書）」を加え、同項第一号中「第七章まで」の下に「（国税の納付義務の確定等）」を、「第六十一条第一項第一号」の下に「（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）」を、「第三項」の下に「（過少申告加算税）」を加え、同項第二号中「第六十六条」の下に「（無申告加算税）」を加える。

第五十一条第一項中「うちに同法第三十五条第一項」の下に「（申告納税方式による国税等の納付）」を加え、「から同法第三十五条第二項」を「から同項」に改め、同条第一項中「六十条第二項」の下に「（延滞税）」を加え、同項第一号イ中「遺贈」の下に「（当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。次号イにおいて同じ。）」を加え、「相続開始前三年以内に」を削り、同号ロ中「第四号」を「第五号」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

口 期限内申告書の提出期限後に支給が確定した第三条第一項第一号に掲げる給与の支給を受けたこ

と。

第五十一条第二項第一号中「第二十八条第一項」の下に「(更正又は決定の手続)」を加え、「口に」を「ハに」に改め、同号イ中「相続開始前三年以内に」を削り、同号口中「第四号」を「第五号」に改め、同号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

口 期限内申告書の提出期限後に支給が確定した第三条第一項第二号に掲げる給与の支給を受けたこと。

第五十一条第三項中「同法第三十五条第二項」を「同項」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第五十二条第一項中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項第一号中「第三十五条第二項」の下に「(申告納税方式による国税等の納付)」を加え、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同条第二項中「」を「超える」に改める。

第五十五条中「相続又は包括遺贈により取得した財産に」を「相続若しくは包括遺贈により取得した財産に」に改め、「第九百四条の二」の下に「(寄与分)」を加える。

第五十八条第一項中「管掌する」を「つかさどる」に、「失そ^うう」を「失踪」に改める。

第五十九条第一項中「左の」を「次の」に、「本項において「営業所等」を「」の項において「営業所

等」に、「（以下本項において「保険金」という。）若しくは支給した」を「支給した」に、「本項において同じ」を「この項において同じ」と、「作製した」を「作成した」に、「掲げる調書」を「定める調書」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「作製して」を「作成して」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項各号に定める調書は、当該調書を提出すべき者が、政令で定めるところにより同項に規定する所轄税務署長の承認を受けた場合には、当該調書に記載すべきものとされる同項に規定する事項を記録した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「磁気テープ等」という。）の提出をもつて当該調書の提出に代えることができる。この場合における第一項並びに次条第一項及び第七十条の規定の適用については、当該磁気テープ等は、当該調書とみなす。

第六十条第一項中「同じ。」の下に「その他の物件」を加え、同条第三項中「呈示」を「提示」に改める。

第六十一条中「遺贈」の下に「（当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。）」を加え、「因り」を「より」に改め、「取得した者」

の下に「（当該被相続人に係る相続時精算課税適用者を含む。）」を加える。

第六十二条第一項中「第一条第一号又は第一条の二第一号」を「第一条の三第一号若しくは第四号又は第一条の四第一号」に改め、同条第二項中「第一条第二号又は第一条の二第二号」を「第一条の三第二号若しくは第三号又は第一条の四第二号若しくは第二号」に、「第一条第一号又は第一条の二第一号」を「第一条の三第一号」を「第一条の三第一号若しくは第四号又は第一条の四第一号」に改め、同条第三項中「もつてその」を「もつて、その」に改める。

第六十三条中「第十九条の規定」を「第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定」に、「同条」を「これら」に改める。

第六十四条第二項中「第二条第十号」の下に「（定義）」を加える。

第六十五条第一項中「第二条第六号」の下に「（定義）」を加え、「外」を「ほか」に、「因り」を「より」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に改める。

第六十六条第一項中「定の」を「定めの」に、「因り」を「より」に、「贈与者」を「贈与した者」に改め、同条第三項中「第一条」を「第一条の二又は第一条の四」に改め、同条第四項中「第一条第六

号」の下に「(定義)」を加え、「因り」を「より」に、「贈与者又は遺贈者」を「贈与又は遺贈した者」に、「定の」を「定めの」に改める。

第六十七条(見出しを含む。)中「附加税」を「付加税」に改める。

第七章中第六十七条の次に次の二条を加える。

(政令への委任)

第六十七条の二 この法律に定めるもののほか、相続時精算課税に係る納税に係る権利又は義務の承継その他相続税及び贈与税の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条第一項中「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に、「こえそ」を「超えそ」に改める。

第六十九条中「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に改める。

第七十条第一号中「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第七十二条中「知り得た」を「知ることのできた」に、「窃用した」を「盜用した」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

附則第三項中「因り」を「より」に、「取得した者の」を「取得した者（当該相続に係る被相続人から第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。以下この項において同じ。）の当該」に改め、「第二十七条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「但し」を「ただし」に、「訴を」を「訴えを」に改める。

（地価税法の一部改正）

第四条 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条に次の一号を加える。

五 独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第二百三十号）第十一条第一項第七号イ（業務の範囲）
の事業

第二十三条第二項中「第二十六条の三第一項」を「第二十六条の二第一項」に改める。
別表第一第二十五号を次のように改める。

二十五 日本原子力研究所が有する土地等（当該法人の地価税に係る場合に限る。）

（登録免許税法の一部改正）

第五条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「土地改良事業」の下に「独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百二十号）

第十一条第一項第七号イ若しくはロ若しくは第八号（業務の範囲）に規定する事業」を加える。

第十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「別表第一第一号又は第二号に掲げる不動産又は」を「別表第一第一号に掲げる」に、「ときは」を「場合には」に、「当該不動産については同表第一第一号〔〕の税率欄に掲げる割合から千分の六を控除した割合とし、当該船舶については同表第一第一号〔〕」を「同号〔〕」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

別表第一第一号九イからホまでに掲げる仮登記がされている同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき所有権の保存若しくは移転の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、当該不動産についての当該登記の同号の税率欄に掲げる割合から次の表の上欄に掲げる登記の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を控除した割合とする。

所有権の保存の登記	千分の二
所有権の相続（相続人に対する遺贈を含む。以下同じ。）又は法人の合併による移転の登記	千分の二
所有権の共有物（その共有物について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下同じ。）の分割による移転の登記	千分の二
所有権のその他の原因による移転の登記	千分の十
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定又は転貸の登記	千分の五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の相続又は法人の合併による移転の登記	千分の一
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の共有に係る権利（その共有に係る権利について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下同じ。）の分割による移転の登記	千分の一
地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の登記	千分の五
所有権の信託の登記	千分の二